

(お知らせ)

マイナンバー法の運用開始に伴って、償却資産申告書をご提出いただく場合には、**マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。**

1 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

申告の手引き P.10 ~P.11 (申告書等の記載方法)をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

※申告書控え様式には、個人番号・法人番号記載欄はありません。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認は行いません。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(納税義務者の番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権確認)を実施しております。下記の(1)又は(2)の納税義務者本人・代理人の確認資料を申告書に添付又は提示(郵送の場合は添付)いただきますようお願いいたします。

(1) ご本人様が申告書を提出する場合(窓口・郵送)・・・納税義務者本人の番号及び身元確認

| 個人番号確認資料 | 身元確認資料 |
|--|--|
| 個人番号カードのみ(表面・裏面) ※個人番号カードがない場合は、 下記のそれぞれ1点ずつ が必要となります。 | |
| ・通知カード(記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているものに限る) ・住民票等(個人番号が記載されたもの) | 運転免許証・顔写真付住基カード・公的機関発行の顔写真付身分証明書 (注)上記証明がない場合は下記2点 健康保険証・キャッシュカード・納税通知書・通帳・顔写真なし身分証明書・年金手帳 等 |

(2) 代理の方が申告書を提出する場合(窓口・郵送)・・・納税義務者本人の番号確認と代理人の本人確認

| 納税義務者本人 | 代理人の本人確認 | |
|---|---|--|
| 個人番号確認資料(下記の1点) | 身元確認資料(下記の1点) | 代理権確認資料(下記の1点) |
| ・本人の個人番号カード(両面)の写し ・本人の通知カード写し(記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているものに限る) ・本人の住民票等(個人番号が記載されたもの) | ・代理人の個人番号カード(表面) ・代理人の運転免許証 ・代理人の公的機関発行の顔写真付身分証明書 ・税理士証票 (注)上記証明がない場合は下記2点 健康保険証・キャッシュカード・納税通知書・通帳・顔写真なし身分証明書・年金手帳 等 | ・委任状【原本】 ・法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ・ 税務代理権限証書 ・(上記が困難な場合) 納税義務者本人しか持ちえない書類(例:健康保険証、個人番号カードなど) |

(3) ご本人様及び代理の方が電子申告 **eLTAX** を利用する場合

電子証明書等により本人確認を実施するため、**本人確認資料の添付は不要**です。



3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載及び本人確認にご協力いただきますようお願いいたします。